

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 大会応援団体協賛制度のご案内



第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会

令和8年11月8日（土）～11月23日（月・祝）

大会テーマ

いま羽ばたこう 五国から始まる 未来への旅路

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫県実行委員会

第 36 回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会（平成 28 年 11 月 11 日～27 日）

【総合開会行事】 オープニング



デモンストレーション



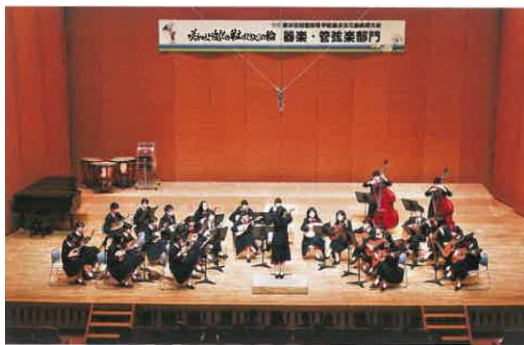
【合唱部門】



【吹奏楽部門】



【器楽・管弦楽部門】



【美術・工芸部門】



【将棋部門】



【小倉百人一首かるた部門】



【茶道部門】



【自然科学部門】



第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会

御協賛のお願い

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和8年11月8日（土）から11月23日（月・祝）までの期間、「いま羽ばたこう 五国から始まる 未来への旅路」をテーマとして、第46回近畿高等学校総合文化祭を兵庫県におきまして開催することとなりました。

近畿高等学校総合文化祭は、第1回大会を昭和56年に兵庫県で開催し、今回6巡目を迎えます。大会は、「近畿は一つ」の合言葉のもとに、2府8県の高校生が交流と研さんを深めるとともに、心豊かな人間性の育成を目指し、開催府県の特徴を生かした内容で開催されています。また、地域の伝統文化の継承や新しい芸術文化の創造をとおして、高等学校における芸術文化活動の振興に役立つものとして評価をいただいております。

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会では、演劇や合唱など全21部門の大会を神戸市、西宮市、伊丹市、姫路市、芦屋市、三田市、淡路市で開催することとしており、当実行委員会といたしましては、この機会を県内の各学校における文化活動を活性化させ、その水準をさらに向上させ、ひいては文化に親しむ県民の裾野を広げる契機になる絶好の機会ととらえています。

この機会を生かし、近畿地区の高校生を迎え「兵庫に来て良かった」と言ってもらえるよう、地域や企業、大学、団体等の皆様とともに、この大会を創り上げて参りたいと考えております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本大会の趣旨をご理解いただき、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫県実行委員会

委員長 若松明子

第 46 回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会開催要綱（案）

1 趣 旨

「近畿は一つ」の合言葉のもとに近畿地方を中心とする 2 府 8 県の高等学校等生徒による芸術文化活動の総合的な発表会を開催し、生徒相互の交流と研さんを深めるとともに、心豊かな人間性の育成をめざす。

また、各地域の伝統文化の継承や新しい芸術文化の創造を通して、高等学校等における芸術文化活動の振興に役立てる。

2 主 催（予定）

兵庫県、京都府、徳島県、大阪府、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、福井県、鳥取県、

兵庫県教育委員会、京都府教育委員会、徳島県教育委員会、大阪府教育委員会、奈良県教育委員会、滋賀県教育委員会、和歌山県教育委員会、三重県教育委員会、福井県教育委員会、

鳥取県教育委員会、

兵庫県高等学校文化連盟、京都府高等学校文化連盟、徳島県高等学校文化連盟、大阪府高等学校芸術文化連盟、奈良県高等学校文化連盟、滋賀県高等学校文化連盟、和歌山県高等学校文化連盟、三重県高等学校文化連盟、福井県高等学校文化連盟、鳥取県高等学校文化連盟、

神戸市、淡路市

神戸市教育委員会、京都市教育委員会、大阪市教育委員会、堺市教育委員会、

姫路市教育委員会、淡路市教育委員会、

第 46 回近畿高等学校総合文化祭実行委員会

3 共 催（予定）

姫路市、三田市

西宮市教育委員会、伊丹市教育委員会

3 後 援（予定）

西宮市、伊丹市、芦屋市

三田市教育委員会、芦屋市教育委員会

兵庫県立学校長協会、京都府公立高等学校長会、徳島県高等学校長協会、大阪府立高等学校長協会、奈良県高等学校長協会、滋賀県高等学校長協会、和歌山県高等学校長協会、三重県高等学校長協会、福井県高等学校長協会、鳥取県高等学校長協会

神戸市立高等学校長会、京都市立高等学校長会、大阪府都市立高等学校長会、

兵庫県市立高等学校長会、

兵庫県私立中学高等学校連合会、京都府私立中学高等学校連合会、徳島県私立中学高等学校連合会、

大阪私立中学校高等学校連合会、奈良県私立中学高等学校連合会、滋賀県私立中学高等学校連合会、和歌山県私立中学高等学校協会、三重県私学協会、

福井県私立中学高等学校協会、鳥取県私立中学高等学校長会

報道関係各社（新聞社、放送局等）

4 協 賛

未定（開催趣旨に御賛同いただいた企業、大学、団体、個人等）

5 期 日

令和8年11月8日（日） ～ 令和8年11月23日（月・祝）

6 会 場（予定）

兵庫県立芸術文化センター、神戸文化ホール、三田市総合文化センター郷の音ホール、淡路市立しづかホール、東リ いたみホール、グリーンアリーナ神戸、兵庫県立美術館、兵庫県立美術館王子分館、芦屋市民センター、灘高等学校、兵庫県立総合体育館、デザイン・クリエイティブセンター神戸(KIITO)、バンドー神戸青少年科学館、姫路市市民会館
その他

7 内 容

(1) 総合開会行事

開会式及びデモンストレーション

(2) 部門別発表会など

各府県から推薦された高等学校等生徒による演奏、演技、競技及び作品展示並びに交流、講評活動

（総合開会行事、演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、郷土芸能、日本音楽、マーチングバンド・パトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送文化、囲碁、将棋、新聞、吟詠剣詩舞、小倉百人一首かるた、茶道、自然科学、文芸、軽音楽、特別支援（協賛部門、県内のみ）、閉会式）

8 日 程

別紙のとおり

9 実施組織

(1) 企画委員会

兵庫県教育長、兵庫県教育委員会教育次長、京都府教育庁教育次長、各府県高等学校総合文化祭担当所管課長及び担当職員で組織し、基本方針の策定及び各府県間の連絡調整を行う。

(2) 実行委員会

ア 実施・運営にあたる実行委員会を各府県に設置する。

イ 兵庫県実行委員会事務局を兵庫県教育委員会事務局高校教育課に置く。

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-23

兵庫県教育委員会事務局高校教育課

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫県実行委員会事務局

TEL 078-362-3778

FAX 078-362-4288

第46回（令和8年度）近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 会場・開催日程（案）

部門等	会場 主な会場施設名		開催日程 令和8年11月										
			8日	13日	14日	15日	20日	21日	22日	23日			
0	総合開会行事	兵庫県立芸術文化センター KOBELCO大ホール	西宮市			●							
1	合唱	三田市総合文化センター 郷の音ホール	三田市			●							
2	器楽・管弦楽	淡路市立 しづかホール	淡路市				●						
3	吹奏楽	神戸文化ホール 大ホール	神戸市								●		
4	日本音楽	東り いたみホール 大ホール	伊丹市								●		
5	マージングバンド・ パトントリング	グリーンアリーナ神戸	神戸市	●									
6	演劇	神戸文化ホール 中ホール	神戸市							●	●	●	
7	郷土芸能	神戸文化ホール 大ホール	神戸市				●						
8	吟詠剣詩舞	神戸文化ホール 大ホール	神戸市				●						
9	美術・工芸	兵庫県立美術館	神戸市					●	●	●			
10	書道	兵庫県立美術館王子分館 原田の森ギャラリー	神戸市		●	●	●						
11	写真	兵庫県立美術館王子分館 原田の森ギャラリー	神戸市					●	●	●			
12	放送文化	三田市総合文化センター 郷の音ホール	三田市								●		
13	囲碁	芦屋市民センター（芦屋市民会館）	芦屋市							●	●		
14	将棋	灘高等学校 体育館	神戸市			●	●						
15	新聞	御影公会堂	神戸市							●	●		
16	小倉百人一首 かるた	兵庫県立総合体育館	西宮市							●	●		
17	茶道	デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)	神戸市										●
18	自然科学	バンドー神戸青少年科学館	神戸市							●	●		
19	文芸	デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)	神戸市							●			
20	軽音楽	姫路市市民会館	姫路市										●
21	特別支援学校	デュオこうべ浜の手 採光ドーム	神戸市		●	●	●						
22	総合閉会式	（会場未定）											●

第 46 回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 協賛申込手続きについて

第 46 回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会の協賛に係る具体的な手続きは、第 46 回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 大会応援団体協賛制度取扱要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、以下のとおりとします。

1 協賛申込書の提出

- (1) 協賛は、広告として使用する対価としての「資金協賛」と備品や物品を提供していただく「物品協賛」の 2 つの区分があります。
- (2) 協賛の特典は、申込金額の多寡に応じて広告の種類、スペースに差が設けられています。詳しくは、「案内パンフレット」の 8 ページをご覧ください。
また、協賛費用につきましては、広告宣伝期間を基礎として期間配分した上でそれぞれの期間の属する事業年度の損金の額又は年分の必要経費の額に算入することができます。
- (3) 協賛に御賛同いただけます場合は、申込書に必要事項を記入、押印のうえ、御送付ください。

2 協賛金等の納付及び広告原稿及び企業名ホームページ掲載データの提出

- (1) 申込みいただきました企業等の皆様には、実行委員会事務局から資金協賛の場合は振込依頼書を、物品協賛については納品等依頼書を送付させていただきます。
資金協賛の場合は、指定した期日までに指定の口座へ振込みを、物品協賛の場合は、指定した日時、場所への納入をお願いします。
協賛金等の納付に係る経費、物品等の納入、設置等に係る費用については、御社で御負担いただくようお願いします。
- (2) 実行委員会事務局より、プログラム等に掲載する広告の原稿を提出していただくよう依頼申し上げますので、広告原稿をデータで提供していただきますようお願いいたします。また、併せて大会ホームページに掲載する企業名（バナー）のデータについても提供いただきますようよろしくお願いいたします。
- (3) 各企業等からいただいた原稿を基に、プログラムの広告案を作成して確認していただきます。校正依頼を最低 1 回は行いますので、御協力をお願いします。

3 印刷物等の提供

協賛の特典となりますプログラム等については、下記のとおり各協賛者様に御提供いたします。大会記録集については、大会終了後に作成し、配布となります。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①総合プログラム、ガイドブック | 協賛区分に応じて最大 5 部 |
| ②大会記録集 | 区分にかかわらず 1 部 |

4 大会指定マスコットキャラクター等の使用

大会指定マスコットキャラクター等の使用に関しては、「案内パンフレット」の 9 ページを御覧ください。

使用料は無料です。広く広報になればと考えておりますので、御活用をよろしくお願いいたします。

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 大会応援団体協賛特典一覧

1 協賛の種類

- (1) 資金協賛 広告媒体等を使用する対価として、協賛金を提供するもの
- (2) 物品等協賛 大会運営及び広告宣伝活動に必要な施設や物品等を、無償で提供または貸与するもの
- 【例】パソコン・プリンター・コピー機、飲料水、会場周辺駐車場、
その他大会運営に必要なものを提供

2 協賛の特典

		特典項目	特典の内容
企業の権利	①	大会応援協賛企業呼称の使用権	「第46回近畿総文広告協賛企業」の呼称使用権
	②	近畿総文のマスコット使用権	近畿総文のマスコットを使用した自社広告、販売促進グッズ、自社商品、包装資材等への活用
	③	企業広告の配布	総合開会式会場でのチラシ・パンフレット等の配布
近畿総文広報と一体の企業広告	④	大会関係印刷物広告	総合プログラム、大会記録集への企業広告掲載 ポスター、チラシへの企業名掲載
	⑤	総合プログラム広告	総合プログラムへの企業広告掲載
	⑥	ホームページ広告	近畿総文ホームページ内への企業ロゴ掲載及び 企業ホームページへのリンク設定
	⑦	ホームページ掲載	近畿総文ホームページ内への企業名掲載

※権利の付与、広告の期間は、最長で令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間とし、今後内容検討の上、適切な時期に実施するものとする。

3 協賛特典の区分

協賛区分		団体協賛			広告協賛			
		SS	SA	S	A	B	C	D
特典		50万円以上	20万円以上 50万円未満	10万円以上 20万円未満	8万円	4万円	2万円	1万円
①	大会応援協賛企業呼称の使用権	○	○	○				
②	近畿総文のマスコット使用権	○	○					
③	企業広告の配布	○						
④	大会関係印刷物広告	○						
⑤	総合プログラム広告	1ページ	1ページ	1ページ	1ページ	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ
⑥	ホームページ広告	○	○					
⑦	ホームページ掲載	○	○	○				

※※物品等協賛については、金額に換算してこの表を適用します。

※※※大会関係印刷物、総合プログラムの印刷部数、配布先（予定）

ポスター(10,000枚)、チラシ(30,000枚) 近畿各府県高等学校 県立芸術文化センターなど各県立施設
総合プログラム、ガイドブック(16,000冊) 大会参加者、観覧者等
大会記録集(2,000冊) 主催、後援、協賛関係機関

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 マスコットキャラクター等使用取扱規程

1 趣 旨

この規程は、第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会（以下「大会」という。）の大会指定マスコットキャラクター等（以下「大会マスコット等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 大会マスコット等の定義

この規程において、大会マスコット等とは、第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が定めたもので、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大会テーマ
- (2) 大会シンボルマーク
- (3) 大会ポスター原画
- (4) 大会マスコットキャラクター「こうタン」

3 大会マスコット等に関する権利

大会マスコット等に関する一切の権利は、実行委員会に属する。

4 協賛団体による使用について

協賛団体が大会マスコット等を使用する場合は、以下に掲げる各号に抵触しない限り実行委員会に届けることなく使用できるものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき、または妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 大会マスコット等を、正しい使用方法に従って使用しないとき、または使用しないおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、政党または宗教団体を支援あるいは公認しているような誤解を与えるとき、または与えるおそれのあるとき。
- (4) 法令および公序良俗に反すると認められるとき、または反するおそれのあるとき。

5 使用料

使用料は、無料とする。

6 使用上の遵守事項

- (1) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (2) 法令および公序良俗に反しないこと。
- (3) 原則として、大会マスコットに近接して、「近畿総文兵庫大会 マスコットキャラクター こうタン」と表記すること。ただし、使用対象物件の美観、機能等を著しく損なう場合には、これを省略できる。
- (4) 大会マスコット等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- (5) 大会が何らかの事由により中止され、または大会の内容について変更が行われた場合であっても、実行委員会に対して、何らの損害賠償その他の請求および権利の主張を行ってはならない。

1 / 2 ページ



大会マスコット 『こうたん』



第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会

1 / 4 ページ



大会マスコット 『こうたん』



第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会

1 / 8 ページ



大会マスコット 『こうたん』



第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会

ご用意いただく広告原稿（版下）

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 ページ | （縦 260mm × 横 180mm） |
| 1 / 2 ページ | （縦 130mm × 横 180mm） |
| 1 / 4 ページ | （縦 65mm × 横 180mm） |
| 1 / 8 ページ | （縦 65mm × 横 90mm） |

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会 大会応援団体協賛制度取扱要項(案)

1 趣 旨

第46回近畿高等学校総合文化祭兵庫大会（以下「近畿総文」という。）の開催趣旨に賛同する企業、大学、団体等（以下「企業等」という。法人化していない個人事業主・団体を含む。）からの協賛の推進を図るため、大会応援団体の募集等に必要な事項を定める。

2 協賛の対象

第46回近畿高等学校総合文化祭企画委員会（以下「企画委員会」という。）が実施する近畿総文に関するすべての事業を対象とする。

3 協賛の種類

大会に対する協賛の種類は、次のとおりとする。

(1) 資金協賛

企画委員会が実施する近畿総文の事業に対し、企業等が広告媒体等を使用する対価として、協賛金を提供するもの

(2) 物品等協賛

企画委員会が近畿総文の開催準備・運営及び広告宣伝活動に必要な施設や物品等を、無償で提供または貸与するもの

4 協賛金の使途

協賛金は、大会の周知促進や内容の充実を図るために要する経費に充当する。

5 募集期間

募集期間は、令和7年9月1日～令和8年8月31日までとする。

なお、協賛する企業が目標数に満たない場合、募集期間終了後も必要に応じて追加募集を行うことができるものとする。

6 協賛の特典

企画委員会は、協賛金の対価として協賛を行う企業に対し、協賛の対象及び規模に応じて、別に定める内容の特典を提供する。

7 特典の提供時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とする。

8 特典譲渡の禁止

企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

9 申込み

協賛を希望する企業等は、協賛申込書（別紙様式）により企画委員会委員長に申し込むものとする。

10 大会応援団体との契約

企画委員会は協賛事業の実施にあたり、大会応援団体との間で、上記の協賛金の支払い又は物品等の提供時期、協賛の特典内容を明示した契約を締結する。

11 協賛金等の管理

企業及び団体から提供を受けた資金及び物品等の管理は、企画委員会事務局で行う。

12 その他

この要項に定めるもののほか、大会応援団体協賛制度の推進に必要な事項については、企画委員会事務局において別途規定の上、事務処理を行う。

附 則 この要項は、令和7年9月1日から施行する。



マスコットキャラクター「こうたん」